

平成27年3月18日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 吉岡 広小路  | 2番 須山 敏夫   | 3番 池田 徹    |
| 4番 新家 良和   | 5番 福岡 誠志   | 6番 鈴木 深由希  |
| 7番 澤井 信秀   | 8番 小池 拓司   | 9番 桑田 典章   |
| 10番 山村 恵美子 | 11番 宍戸 稔   | 12番 平岡 誠   |
| 13番 小田 伸次  | 14番 林 千祐   | 15番 岡田 美津子 |
| 16番 齊木 亨   | 17番 杉原 利明  | 18番 亀井 源吉  |
| 19番 保実 治   | 20番 國岡 富郎  | 21番 大森 俊和  |
| 22番 竹原 孝剛  | 23番 久保井 昭則 | 24番 伊達 英昭  |
| 25番 助木 達夫  | 26番 沖原 賢治  |            |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

|                  |        |                         |       |
|------------------|--------|-------------------------|-------|
| 市長               | 増田 和俊  | 副市長                     | 高岡 雅樹 |
| 副市長              | 津森 貴行  | 総務部長                    | 藤井 啓介 |
| 特命プロジェクト<br>推進部長 | 堂本 昌二  | 財務部長                    | 部谷 義登 |
| 地域振興部長           | 福永 清三  | 産業部長<br>兼農業委員会<br>事務局 長 | 上岡 譲二 |
| 福祉保健部長           | 森田 和利  | 子育て支援部長                 | 瀧 奥 恵 |
| 教育長              | 児玉 一基  | 教育次長                    | 白石 欣也 |
| 建設部長             | 花本 英蔵  | 水道局長                    | 坂本 高宏 |
| 総合窓口<br>センター部長   | 岡本 一彦  | 市民病院部<br>事務部長           | 山本 直樹 |
| 君田支所長            | 児玉 義徳  | 布野支所長                   | 奥川 利裕 |
| 作木支所長            | 加藤 良二  | 吉舎支所長                   | 木屋 繁広 |
| 三良坂支所長           | 片岡 法生  | 三和支所長                   | 細美 好宏 |
| 甲奴支所長            | 内藤 かすみ | 企業誘致課長                  | 森本 純  |
| 選挙管理委員会<br>事務局 長 | 上野 哲之  | 監査事務局 長                 | 落合 裕子 |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局 長  | 大 鎗 克 文 | 次 長     | 吉 川 一 也 |
| 議事係 長  | 才 田 申 士 | 政務調査係 長 | 明 賀 克 博 |
| 政務調査主任 | 瀧 熊 圭 治 |         |         |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号   | 件名   |
|------|--|--|
| 第 1  | 議案第18号<br>議案第19号<br>議案第20号<br>議案第23号<br>議案第28号<br>議案第29号<br>議案第30号<br>議案第31号<br>議案第32号 | (総務常任委員長報告 9 件)<br>三次市行政手続条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>指定管理者の指定について (原案可決)<br>過疎地域自立促進計画の変更について (原案可決)<br>辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (原案可決)<br>辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (原案可決)<br>三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決) |
| 第 2  | 議案第17号<br>議案第21号<br>議案第24号<br>議案第25号<br>議案第26号<br>陳情第 1 号                              | (教育民生常任委員長報告 6 件)<br>三次市子ども・子育て支援法施行条例 (案) (原案可決)<br>三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)<br>平成27年度からのスクール便の運行について (採択)            |

| 日程番号 | 議案番号  | 件名  |
|------|---|---|
| 第 3  | 議案第22号<br>議案第27号  | (産業建設常任委員長報告2件)<br>三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)<br>市道路線の認定、廃止及び変更について(原案可決)  |
| 第 4  | 議案第1号<br>議案第2号<br>議案第3号<br>議案第4号<br>議案第5号<br>議案第6号<br>議案第7号<br>議案第8号<br>議案第9号<br>議案第10号<br>議案第11号<br>議案第12号<br>議案第13号<br>議案第14号<br>議案第15号<br>議案第16号<br>議案第33号 | (予算決算常任委員長報告17件)<br>平成27年度三次市一般会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市診療所特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市介護保険特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市土地取得特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市下水道事業特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市病院事業会計予算(案)(原案可決)<br>平成27年度三次市水道事業会計予算(案)(原案可決)<br>平成26年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)(原案可決)<br>平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決)<br>平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決)<br>平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)<br>平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)(原案可決)<br>平成26年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)(原案可決) |
| 第 5  |   | 三次市新庁舎建設調査特別委員長報告(承認)   |

| 日程番号 | 議案番号                                 | 件名   |
|------|--------------------------------------|--|
| 第 6  | 議案第34号<br>議案第35号<br>議案第36号<br>議案第37号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）<br>人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）<br>人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）<br>人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） |
| 第 7  | 議案第38号                               | 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）   |
| 第 8  | 議案第39号                               | 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）   |
| 第 9  | 発議第 1 号                              | 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）  |

平成27年3月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成27年3月18日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名  |
|------|------|---|
| 第 1  |      | (総務常任委員長報告 9 件)   |
|      | 議 18 | 三次市行政手続条例の一部を改正する条例 (案) …………… 259   |
|      | 議 19 | 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 (案) …………… 259  |
|      | 議 20 | 三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) …………… 259  |
|      | 議 23 | 三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (案) …………… 259   |
|      | 議 28 | 指定管理者の指定について…………… 259   |
|      | 議 29 | 過疎地域自立促進計画の変更について…………… 259  |
|      | 議 30 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について…………… 259   |
|      | 議 31 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について…………… 259   |
|      | 議 32 | 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) …………… 259   |
| 第 2  |      | (教育民生常任委員長報告 6 件)   |
|      | 議 17 | 三次市子ども・子育て支援法施行条例 (案) …………… 265   |
|      | 議 21 | 三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) …………… 265   |
|      | 議 24 | 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) …………… 265   |
|      | 議 25 | 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) …………… 265 |
|      | 議 26 | 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) …………… 265   |
|      | 陳 1  | 平成27年度からのスクール便の運行について…………… 265  |

| 日程番号 | 議案番号  | 件名   |
|------|---|--|
| 第 3  |   | (産業建設常任委員長報告 2 件)                                |
|      | 議 22  | 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (案) …………… 268             |
|      | 議 27  | 市道路線の認定、廃止及び変更について…………… 268                      |
| 第 4  |   | (予算決算常任委員長報告17件)                                 |
|      | 議 1   | 平成27年度三次市一般会計予算 (案) …………… 269                    |
|      | 議 2   | 平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) …………… 269              |
|      | 議 3   | 平成27年度三次市診療所特別会計予算 (案) …………… 269                 |
|      | 議 4   | 平成27年度三次市介護保険特別会計予算 (案) …………… 270                |
|      | 議 5   | 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案) …………… 270             |
|      | 議 6   | 平成27年度三次市土地取得特別会計予算 (案) …………… 270                |
|      | 議 7   | 平成27年度三次市下水道事業特別会計予算 (案) …………… 270               |
|      | 議 8   | 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算 (案) …………… 270            |
|      | 議 9   | 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算 (案) …………… 270              |
|      | 議 10  | 平成27年度三次市病院事業会計予算 (案) …………… 270                  |
|      | 議 11  | 平成27年度三次市水道事業会計予算 (案) …………… 270                  |
|      | 議 12  | 平成26年度三次市一般会計補正予算 (第 6 号) (案) …………… 270          |
|      | 議 13  | 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)<br>(案) …………… 270 |
|      | 議 14  | 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)<br>(案) …………… 270   |
| 議 15 | 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2<br>号) (案) …………… 270 |  |
| 議 16 | 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)<br>(案) …………… 270   |  |
| 議 33 | 平成26年度三次市一般会計補正予算 (第 7 号) (案) …………… 270           |  |
| 第 5  |   | 三次市新庁舎建設調査特別委員長報告…………… 273                       |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名                              |     |
|------|------|---------------------------------|-----|
| 第 6  | 議 34 | 人権擁護委員の候補者の推薦について……………          | 275 |
|      | 議 35 | 人権擁護委員の候補者の推薦について……………          | 275 |
|      | 議 36 | 人権擁護委員の候補者の推薦について……………          | 275 |
|      | 議 37 | 人権擁護委員の候補者の推薦について……………          | 275 |
| 第 7  | 議 38 | 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて…………… | 277 |
| 第 8  | 議 39 | 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて…………… | 277 |
| 第 9  | 発 1  | 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）……………    | 278 |





~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴者の皆様には、視聴いただきましてまことにありがとうございます。

本日は3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、平岡議員及び國岡議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告9件

議案第18号 三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

議案第19号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例等の一部を改正する条例（案）

議案第20号 三次市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
（案）

議案第23号 三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
（案）

議案第28号 指定管理者の指定について

議案第29号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第32号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第18号三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）外  
8議案を一括議題といたします。

議案9件について総務委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査  
の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月5日に委員会を開催し、議案第28号指定管理者の指定については、  
教育民生常任委員会、産業建設常任委員会との連合審査会を開催し、担当部長等の出席を求め、  
慎重に審査いたしました。

議案第23号三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について

は、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第18号三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）外議案7件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第28号指定管理者の指定については、対象施設が、作木常清滝山村広場ほか作木町内の6施設であり、特定非営利活動法人元気むらさくぎを指定管理者として、期間を平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間に定めようとする内容であります。

この指定管理者となる団体は、平成25年度及び平成26年度に実施された広島県緊急雇用対策基金事業において不正処理が発覚したため、三次市は、三次市広島県緊急雇用対策基金事業調査委員会を設置し、調査が行われた経緯がある。その結果、三次市は、不正であった委託料の返還を団体に求め、広島県へ補助金相当額を返還するとともに、補助金を交付する団体に対して、関係法令の遵守と各種事業の適正執行の徹底を図り、再発防止を努めることとして整理されたところである。

一定の整理はされているものの、この不正経理が発生した責任は委託料を受けた団体にあつたにせよ、事務処理を指導した行政側のチェックや指導体制にも問題があったと言わざるを得ない。連合審査会でも、調査が不十分との意見を初め、多くの厳しい意見が出されており、これを真摯に受けとめ、三次市は指定管理者や補助金を交付した組織や団体との情報交換に努め、今回のような誤った事務処理等の問題が再発することのないようチェック体制を構築し、取り組みを進められたい。また、適正な指定管理が継続されるよう、管理者に対する指導を徹底されたい。

また、平成26年12月定例会においても、三次市に合う適正な指定管理制度について、公募、非公募のあり方を含め、制度の充実に向けた研究を重ねられたいと委員長報告を行ったところであるが、その反映が見られず、引き続き努力を重ね、慎重な調査のもと適正な候補者の選考が行われるよう望むものである。

一方、指定管理者となる元気むらさくぎは、これまでの指定管理者として長期にわたる実績もあり、地域の福祉向上や産業振興、観光事業等、地域活性化のための貢献は大であり、さらなる事務改善に努め、二度とこのような問題を引き起こすことのないよう事務処理の適正化を図られたい。

以上、述べた事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

初めに、議案第23号三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

について討論を願います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を願います。

(14番 林 千祐君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 林議員。

○14番(林 千祐君) 議案第23号三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)について、反対の立場で討論を行います。

この条例案は、現在の政務活動費の月額2万7,000円を月額3万円に改正しようというものであります。

まず、提案理由の説明の中に近隣の市の状況についてありましたが、そもそも三次市の市議会の政務調査費は3万円であったわけでございます。平成17年度、補助金等審査委員会の答申の中で補助金の見直しが行われる中、補助金の審査において、その評価や公益性や必要性、効果等を数値化し、AからEランクにランクづけされ、多くの補助団体への補助金が減額をされたところでございます。議員の政務調査費についてもランクはDでございまして、非常に低いランクでありまして、市民の皆様の補助金をカットする中で議会だけが痛みを伴わないのはおかしいということで、18年の3月定例会において3万円を2万7,000円にする条例の改正案を可決したところでございます。

また、これまで予算決算常任委員会や広報広聴常任委員会を設置したことで、議会議員の報酬は年間69万円も増額をしているところでもございます。さらに申し上げますと、平成18年度より財政は一層厳しい状況になっておりますし、今回提案されている予算でも、一般会計の予算規模は前年比8.5%の減額、また普通建設事業費は41.4%の減額、さらに財政指標の経常収支比率は97.5%で、今後財政の一層の硬直化も考えられますし、また合併特例の期限が切れたことで交付税が減額される中での政務調査費の93万6,000円の増額の提案であるわけでございます。

さらに申し上げますと、百歩譲って、また万が一にするにしても、来年の4月の市議会選挙で議員定数が減った中で検討することは考えられますが、今の時期の条例改正は議会改革特別委員会の趣旨からもおかしいと考えます。また、3,000円の増額で議員の質が向上するるのであれば、逆に言いますと、3,000円減額されたことで議員の質が下がったとも言われかねないと考えます。

現在、行財政改革大綱がまとめられようとしていますが、今後、行政と市民と議会が一体となって行財政改革に取り組む中、今回の条例改正はするべきでないと考えますし、また到底市民の理解が得られないと考えます。

以上の理由から、政務調査費を3万円に戻す今回の条例改正に反対の討論といたします。

○議長(沖原賢治君) 次に、賛成の討論を許します。

(21番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 大森議員。

○21番（大森俊和君） この議案に賛成の立場で討論に入りたいと思います。

この議案第23号、先ほどありましたように政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

これは、私も議会改革特別委員会に所属をしております、そのときの議論、またその年に行われた議会報告会の市民の声、そういうものを総合的に加味をして、委員長報告というのをまとめられました。その中身というのは、市民のほうから出されましたように、議員定数を減すとかそういう問題じゃないと、議員の資質を高めなさいというのが、あちこちの会場で出された御意見でありました。したがって、特別委員会としてはいわゆる政務活動をしっかりやってくれということで、そのことも含めて委員長報告に書いておられるわけであります。

問題なのは、これを議会に諮り、全議員のもとにこの委員長報告というのを了承し、そして議会として議長がその旨を執行部に対して伝えたところであります。ということになれば、そのときに反対の意見が出れば話は別ではありますけども、そのときに賛成をしておいて今になって反対というのは、どうも私は理解がしかねる。議会が一旦全員で認めて、もっと頑張ろうやということで政務活動費を3,000円アップしてくれ、全員が認めた中でその予算というものがつけられたわけであります。とするならば、議会で決定したことが、または自分がそのときに反対の意を出さなかったことや全てを考えて、やはり議会というものは、そういうルールといますか、モラルといますか、そういうものも守っていかなきゃいけないというふうに思うわけであります。したがって、この議案第23号については、もし市民の理解が得られない、もし3,000円アップすることが無理だと言われるなら、その方は政務調査費からその3,000円分引いていただければ結構だと。使わないで返せばいいわけでありますから。そういうふうに私はこの政務調査費を使うことによって、市民に還元をする、議員としての活動を確立する、そういう意味合いにおいては大変必要な予算だというふうに考えております。

そういう意味で、議案第23号については賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに反対討論ありますか。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、この議案第23号に反対の討論をさせていただきたいと思います。

先ほどから議論がありますように、本議案は、市議会の政務活動費について現行の月額2万7,000円を3万円に増額しようとするものであります。

議会の政務活動費については、昨年元兵庫県議会議員の号泣会見以来、国民の関心事でもあり、その政務活動費の使途でありますとか、金額でありますとか、そういったものについては多くの国民の疑惑とともに、その関心が高いところであって、さらに三次市民の関心の高いところであろうかと思っております。今回、この三次市議会での議員の政務活動費の増額に対する市民の大多数の御理解が得られているとは思えませんし、先ほど議論があったように、仮にこの年額3万6,000円の増額によって議員の質を向上させるというのであれば、それは市民の皆さんに対してはそれをきちんと、議会としても市長としてもこの3万6,000円の増額によってど

のように議員の質が向上されるのかということを示さないと、とても市民に対しての説明がなっているというふうに思いません。

他市と比較してということもありますけれども、決して現在の三次市議会の政務活動費が低額であるようなということは私自身も思っておりません。政令市であります広島市であるとか、中核市であります呉市、福山市を除いて、今の最高額の市は尾道市、それから安芸高田市、庄原市の年額36万円であります。今回三次市が増額になりますと、その政令市、中核市を除いて最高額に位置するところであって、人口の少ない、例えば三原市であっても年額30万円、それから先ほど言いました尾道市は同額の36万円、さらには東広島市でも30万円、廿日市市においては24万円、他の市においては大竹が21万6,000円、竹原市も24万円、江田島市が18万円、府中市が12万円といったように、この三次市の政務活動費というのが他市に比べて低額であるかという理由も当てはまりません。繰り返しになりますが、本議案、政務活動費を現在、今の時点で増額するということが、決して市民の皆さんの御理解をいただける内容はないとして反対とするものであります。

○議長（沖原賢治君） 賛成の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） それでは、ないようでございますので、続いて議案第23号を除く議案について討論を願います。

まず、反対の討論を願います。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第28号指定管理者の指定については反対の立場で討論を行いたいと思います。

本議案につきましては、先ほど委員長報告もありましたとおり、市の公の施設であります7つの施設について、特定非営利活動法人元気むらさくぎを指定管理者として定めようとするものであります。しかしながら、先般の一般質問などでも明らかになったように、このNPO法人については、さきの国の緊急雇用対策の補助事業に対して補助金の不正受給を行った団体であり、その真相についても、到底究明されたとはいいがたい内容であります。また、その団体に対して、引き続き指定管理者として指定する根拠が明快でもありません。

さらに、この予算で明らかになったのは、この施設の中でも特に突出しておりますのは江の川カヌー公園さくぎの指定管理については、指定管理料自体も本年度からその料金が、指定管理料が18.9%の増、288万5,000円も増額をしております。こうした不正受給があった団体について、さらに増額をして指定管理を継続しようとする理由がやはり明確でないのと、説明も果たしておりません。こういった意味で、私自身は本議案には反対をする次第であります。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

○16番（齊木 亨君） 今回の総務常任委員会において審査されました議案第28号指定管理者の指定については、作木町内の6施設を対象に特定非営利活動法人元気むらさくぎに対して指定管理者として定め、平成27年から平成33年までの6年間を指定管理するものでございます。これに対して、賛成の立場で討論させていただきます。

総務常任委員長の報告にもありますように、この三次市広島県緊急雇用対策基金事業調査委員会、これ市のほうで設置していただきまして、その調査をされたところでございます。その調査委員会において、元気むらさくぎの関係者から事情の聴取を行い、補助金について組織的な使用や流用で行われたものではなく、深く反省し、関係者の処分が行われ、事務管理体制及び事務処理方法の見直しと再発防止を図っていくということ、またこの事案に関係の業務につきまして、その期間も問題なく実行されていることが確認されており、地域の住民から団体の存続を求める要望書が出されたことによる理由で、指定管理者として引き続き定めるように考える次第でございます。

この事案に対してもっと厳しい措置をするようにという意見も今のように出ておりますが、元気むらさくぎの中身を見てもみますと、平成21年に三次市の指定管理を請け負い、現在正規の職員が14名、非正規及び関係者は総勢90人に上っております。作木町にとりまして大きな企業と言っても過言ではございません。三次市は企業誘致を積極的に進められておりますが、元気むらさくぎが今回のことで指定管理から手を引かれ、事業をやめられたときのほうが重大な事態を招くと考えます。指定管理を受けられた元気むらさくぎの理事、幹事の皆様は、報酬も受け取らず利益配分のない中で、今2,000万円近い借入れをし、地域のためと事業を進められております。作木町に対してこれだけの思いを持って、これまで地域の中で福祉事業、産業振興、観光事業など中心的に活動しており、高齢化による農業の後継者問題、耕作放棄地対策、市民バスのすき間を埋めるニコニコ便の運営など、地域の福祉向上に大いに貢献していたところでございます。地域のよりどころとして、また大勢の人の職場として期待されている事情もあります。

以上の説明を加えさせていただいて、元気むらさくぎが再びこのような問題を起こさないよう、事務局体制と事務処理を確実にして指定管理を行っていただくことを求め、この議案に対して賛成するものでございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第18号外8議案を採決をいたします。

初めに、反対討論のありました議案第23号三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって議案第23号三次市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、反対討論のありました議案第28号指定管理者の指定についてを採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって議案第28号指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号及び議案第28号を除く議案第18号外6議案を一括採決をいたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第18号外6議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第18号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告6件

議案第17号 三次市子ども・子育て支援法施行条例（案）

議案第21号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

陳情第1号 平成27年度からのスクール便の運行について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第17号三次市子ども・子育て支援法施行条例（案）外4議案及び陳情1件を一括議題といたします。

議案 5 件及び陳情 1 件について教育民生委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 新家良和君 登壇]

○教育民生常任委員長(新家良和君) 皆さんおはようございます。

教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 5 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 3 月 5 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求めて審査を行い、また、陳情については提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第 21 号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)は、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第 17 号三次市子ども・子育て支援法施行条例(案)外議案 3 件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 21 号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)については、しあわせを実感しながら、いつまでもこの地域で住み続けられるために、引き続き、関係機関の連携のもとでの地域包括ケア体制の推進、充実を図られたい。

また、これまでの介護サービス全体の評価、検証を行い、サービスの質の向上を目指すことにあわせて、今後もふえると予測される給付と負担のあり方など、将来にわたって持続可能な介護保険制度の運営に努められたい。

次に、陳情第 1 号平成 27 年度からのスクール便の運行については、願意妥当であるとして、全員一致で採択すべきものと決しました。

なお、この採択に当たり、次の意見を付します。

1、平成 27 年度からのスクールバス運行について、いまだに請負業者との協議が不十分であり、不必要な混乱を生じている。あらゆる方策を再検討し、早急に調整を図ること。

2、運行形態については、請負業者の経営圧迫にならないよう、特定車両を市で準備することも選択肢の一つに加えること。

3、経費の縮減も必要であるが、必ず子どもたちの安全を最優先にした内容でなくてはならない。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。



これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) ただいま報告のありました教育民生常任委員長報告に対し、議案第21号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)について反対討論を行います。

本案は、2014年度まで21%であった第1号被保険者の保険料の負担割合が2015年度から22%に引き上げられることに伴い、2017年度までの各年度における保険料率を引き上げ、保険料基準額で3.7%の増額とするための条例改正案であります。

この条例改正案の前提となる第6期介護保険事業計画では、所得段階をこれまでの8段階から12段階とし、昨年4月からの消費税増税分を財源として低所得者の負担軽減を、2014年度まで第1段階と第2段階であった人たちを新しく第1段階になる人たちとして対象とし、実施するとしています。しかし、軽減される人たちの割合は2,876人で、全体の1万8,416人に対し15.6%であり、しかも軽減される保険料は年間約658万円であり、約85%の人たちは年間約6,220万円の増額となります。社会保障の財源に充てるといって、昨年4月から8%に消費税の増税が強行されました。ところが、社会保障の財源どころか、全国ほとんどの自治体で介護保険料を引き上げるという状況を招いております。もともと介護保険制度は、介護施設を充実したり介護サービスの利用がふえれば保険料の引き上げに連動するという欠陥制度であります。

さらに、要支援1、2の被保険者を介護保険給付の対象から外すという改悪が行われ、ますます保険あって介護なしという状況が広がる事態を招こうとしております。これでは、老後を安心して暮らせる社会の実現が一層遠のくものになってしまうと言わざるを得ません。税金の使い道を戦争する国づくりや大企業のためにではなく、社会保障を充実させ、国民生活や中小業者の経営を守る方向への転換が必要であると考えます。国の制度改悪や制度の欠陥によるものとはいえ、これ以上の負担を国民、市民に押しつけるべきではないと考えます。国や県は一般会計からの法定外繰り入れをルール違反と言っておりますが、法律で規制されているわけではありません。国に対し国庫負担金の増額をより強めることとあわせ、基金の取り崩しと一般会計からの繰り入れをふやして、保険料の引き上げは行うべきではないとの理由により、反対するものであります。

以上です。

○議長(沖原賢治君) 次に、賛成の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって討論を終わります。

(1番吉岡広小路君「議長」と呼ぶ)

これより議案第17号外。

(1番吉岡広小路君「議長。反対討論があります。反対討論」と呼ぶ)

ぶ)

いや、賛成、反対、賛成、順番に行きますんで、もう賛成のない場合は受け付けませんよ。

(1番吉岡広小路君「何をおっしゃるんですか。反対討論がありません」と呼ぶ)

いや、議長の裁量でやらせてもらようんで。

(1番吉岡広小路君「裁量どころじゃないんじゃないん」と呼ぶ)  
(「切ってから手を挙げたらだめよ」と呼ぶ者あり)

議運で話をしてください、また。じゃあ。

(1番吉岡広小路君「はあ」と呼ぶ)  
(「切ったのに手を挙げちゃだめ。締め切るまでに言わにゃあ。議長が言い出してから」と呼ぶ者あり)  
(1番吉岡広小路君「何を言ようてんですか」と呼ぶ)

これより議案第17号外4議案及び陳情第1号を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第21号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖原賢治君) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって議案第21号三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第21号を除く議案第17号外3議案及び陳情1件を一括採決をいたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

次に、陳情1件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

議案4件及び陳情1件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第17号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

また、陳情第1号は採択することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告2件

議案第22号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)

議案第27号 市道路線の認定、廃止及び変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第22号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 助木達夫君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 助木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 助木達夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまより産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月5日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、市道7路線については現地確認を実施するなど、慎重に審査をいたしました。

議案第22号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）及び議案第27号市道路線の認定、廃止及び変更については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、本会議に報告すべき特別な事項はありませんでしたが、各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号外1議案を一括採決をいたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第22号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告17件

議案第 1号 平成27年度三次市一般会計予算（案）

議案第 2号 平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第 3号 平成27年度三次市診療所特別会計予算（案）

- 議案第 4号 平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）
- 議案第 5号 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 議案第 6号 平成27年度三次市土地取得特別会計予算（案）
- 議案第 7号 平成27年度三次市下水道事業特別会計予算（案）
- 議案第 8号 平成27年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）
- 議案第 9号 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）
- 議案第10号 平成27年度三次市病院事業会計予算（案）
- 議案第11号 平成27年度三次市水道事業会計予算（案）
- 議案第12号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）
- 議案第13号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
（案）
- 議案第14号 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- 議案第15号 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（案）
- 議案第16号 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（案）
- 議案第33号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）外16議案を一括議題といたします。

議案17件について予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 小田予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○予算決算常任委員長（小田伸次君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案17件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月9日から16日にわたり委員会を開催し、審査初日には市長の出席を求め、会派代表による総括質疑を行い、続く各議案の審査においては、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）については、委員から総務管理経費を300万円減額する修正案が出されましたが、賛成少数で否決となりました。その結果、議案第1号は、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第4号平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

また、議案第12号平成26年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）外議案14件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第1号について、小学校運営経費予算の児童送迎業務委託料及びスクールバス購入等補助金については、運行业者との協議が不十分であり、予算執行に当たっては、十分な説明がなされ、運行业者の理解が得られた後の執行とされたい。

また、生活交通事業経費予算に関しては、引き続き、生活交通網のさらなる利便性の向上と移動手段の確保、交通空白地域の解消など、交通弱者のための取り組みに努められたい。

次に、議案第2号平成27年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について、何よりも市民が健康増進に努めることが国民健康保険税の軽減対策にもつながり、重要なことである。このことに鑑み、三次市では健康づくりをポイントとした施策を強化し、推進されたい。

以上述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略をいたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）について討論を願います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）について、反対の討論をさせていただきたいと思えます。

その前に、議会本会議の討論につきましては、条例並びに会議規則で定められた議員の権限でありまして、それを議長が裁量権によって封鎖するということはできないものというふうに思っておりますし、議会での議員の討論を最大限尊重いただきますようお願いを申し上げます。

（「早う手を挙げりゃええが」と呼ぶ者あり）

反対討論に移りたいと思えますが、まず多くの問題のある予算案であると思えますが、数点だけここでは申し上げて、反対の討論としたいと思います。

まず1点は、さきの条例案でも申し上げましたように、今回の予算案の中に議員の政務活動費の増額であるとか、新庁舎7階議会控室の窓をくり抜く予算でありますとか、到底市民の理解を得れる予算ではなく、議員の政務活動費についても、議員の資質向上のための本当に政務活動費の増額なのかどうなのか、市民の理解を得る必要があります。さらには、新庁舎ができ上がって窓枠のくり抜きというような議会だけの配慮というものが、市民の理解を得られるものとは全く思いません。

さらに、2点目といたしましては、事業の中で、今回予算審議の中で明らかになったものが

たくさんあります。例えば作木カヌー公園内への温泉施設の建設の調査費などが、今回新年度の予算に組み込まれておりますけれども、これら等については議会等への詳しい説明もこれまでされたことはありませんし、収支計画やその詳細が予算審議の中でも明快にならなかった他の事業もたくさんあります。優先順位の低い事業の予算化などがされて、本当に必要である人口増あるいは観光客増に向けての事業化がなされていないなど、問題の多い予算と考えております。

さらに、3点目、これも予算審議の中で明らかになったことでありますけれども、いわゆるまちづくりセンター別館の建てかえの経費が計上されてることでもあります。まちづくりセンター別館については、三次町稲荷町、旧で言いますと隣保館とか海洋センターとか申しておりますけれども、現在はまちづくりセンターの別館という位置づけでありますけれども、その建てかえ、今のまちづくりセンターを壊して、新しい集会所であるとか、建てかえるという内容であるというふうに説明を受けました。高岡副市長はその説明の中で、これはいわゆる一般隣保事業であるというふうに説明をされましたけれども、久しぶりにこの言葉を聞きましたけれども、一般隣保事業というのは、今で言う、言葉を直して言う同和対策事業であろうかと思えますけれども、国のいわゆる同和対策事業というのは時限立法で、もう廃止をされておりますし、三次市だけが一般隣保事業として、この新しいまちづくりセンターの別館を建てかえるという予算を改めて今回組まれるという予算が計上されております。こうしたことは全く許されないことであって、これまで進んできた三次市の方向性からも、政策的にも全く許されない予算であるというふうに私自身は考えます。

よって他にもありますけれども、以上のようなことを申し上げまして、議案第1号三次市一般会計予算（案）については、反対の討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

続いて、議案第1号を除く議案について討論を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの予算決算常任委員長報告に対し、議案第4号平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）について、反対討論を行います。

介護保険料の引き上げに反対することにつきましては、議案第21号介護保険条例の一部改正案についての討論で述べたとおりであり、再度反対理由は述べませんけれども、本予算案が来年度から基準額で3.7%増の介護保険料に引き上げることを前提とした予算案であることから、反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（1番吉岡広小路君「議長、反対討論」と呼ぶ）

議事整理権で受け付けません。

これをもって討論を終わります。

吉岡議員に申し上げます。

先ほどの吉岡議員の発言につきましては、後日会議録を調査して、不穏当発言があった場合には善処したいと思えます。

議事進行します。

これより議案第1号外16議案を採決をいたします。

初めに、反対討論がありました議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）を採決をいたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって議案第1号平成27年度三次市一般会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、反対討論のありました議案第4号平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）を採決をいたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって議案第4号平成27年度三次市介護保険特別会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第1号及び議案第4号を除く議案第2号外14議案を一括採決をいたします。

議案15件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第2号外14議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第2号外14議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 三次市新庁舎建設調査特別委員長報告

○議長（沖原賢治君） 日程第5、三次市新庁舎建設調査特別委員長報告を議題といたします。

(三次市新庁舎建設調査特別委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 國岡三次市新庁舎建設調査特別委員長。

[三次市新庁舎建設調査特別委員長 國岡富郎君 登壇]

○三次市新庁舎建設調査特別委員長(國岡富郎君) 皆さんおはようございます。

三次市新庁舎建設調査特別委員長報告、最終報告を行います。

三次市新庁舎建設調査特別委員会は、新庁舎の建設が行政サービスの提供に大きく関与し、行政運営のあり方に大きく影響を及ぼすとの認識、さらには多面からの検討による三次市民のための施設となるようにと、平成23年9月定例会において、10人の委員をもって設置されました。これまで2年7カ月の間にわたり、27回の委員会を開催し、また近隣市の庁舎建設の視察等の調査研究、進捗状況の聞き取りによる諸課題についての審査を行ってきました。

平成23年12月に新庁舎建設基本計画案に関する意見、平成24年2月に庁舎建設に伴うあらゆる情報のオープン化、さらには、平成26年2月に受動喫煙対策など残された課題への対応について報告してきました。また、平成26年10月には、新庁舎の敷地内禁煙を求める署名が提出されたことを受け、議会としても、再度特別委員会の中で協議してほしいとの執行部からの要請に対し、減煙や禁煙に向けての施策の推進、多くの人が集う場所に受動喫煙防止のために喫煙を限定するスペースや施設を設置するなど、健康で美しいまちづくりの展開を検討されたいとの提言も行ってきたところであります。

この新庁舎の建設には、次の大きな4つの目標を上げられていました。

まず、1点目である利便性の向上については、限られたスペースの中で市役所進入路や来庁者駐車場を確保され、現在、庁舎外に点在する教育委員会、福祉保健部や子育て支援部など市民の生活に直轄した部署の集約によってワンストップサービスを実現されていること。

2点目の防災、災害復興の拠点は、災害に対応した免震構造や庁舎内に避難所を想定されるなど、市民の安心と安全が考慮されていること。

3点目の中心市街地の活性化は、建設地を利便性の高い市中心部である現在地へ決定されたことによって、誰もが訪れやすく、さまざまな交流が生まれることによって新たなにぎわいが創設される可能性があること。

最後、4点目である有利な財源の確保についても、現有資源である東館と新館をモールでつなぎ一体化したことで新たな空間として再生するなど、創意工夫と建設コストの低減が図られていること。

環境共生機能としては、地中熱の利用や次年度設置予定である太陽光発電パネルなどの自然エネルギーの有効活用が図られていること。財源面では、当面の合併特例債借入期間内の建設に向け、実施計画、財政計画の確実な実行や行財政改革の取り組みに伴う国の有利な交付金の確保など、数々の調整、執行に努められ、市の財政負担の軽減に努められている。これまでの真摯な取り組みに対し、改めて敬意と感謝を申し上げるところであります。

新庁舎の完成引き渡しは、来る3月20日と報告を受けていますが、これまでの特別委員会の審査の過程で各委員から述べられた指摘及び意見について、今後も十分に検討していただくこ



と、また、課題として捉えている事項について申し添えておきます。

1つ、市庁舎来庁者の多くが交通手段として自家用車を利用されており、周辺交差点を含む市道のアクセスを、さらなる安全確保のために検討をされたい。

2つ、市役所が、利用する市民はもちろんのこと、日々勤務する職員にとっても快適な空間であり続けるよう努めること。

3つ目、市役所が市民生活のセーフティーネット、安全網の中心としてさらなる役割を發揮できること。

これで、本特別委員会の2年7カ月における審査は終了となりますが、この新たな市役所庁舎が平成の大合併を経て誕生した三次市を象徴する建物であり続けることはもちろんのこと、市民のしあわせの実現、中山間地の未来を切り開く拠点となることを望み、三次市新庁舎建設調査特別委員会としての最終報告といたします。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより三次市新庁舎建設調査特別委員長報告を採決をいたします。

本件について委員長の報告を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第34号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第36号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第34号から議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第34号から議案第37号までの議案4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第34号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の中村芳昭氏の任期が平成27年6月30日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第35号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の河野教恩氏の任期が平成27年6月30日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第36号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の堂前洋子氏の任期が平成27年6月30日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の野村孝子氏の任期が平成27年6月30日をもって満了することに伴い、新たに藤越秀明氏を同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第34号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第34号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第35号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第35号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第36号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第36号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第37号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第37号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第38号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第7、議案第38号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第38号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第38号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の土井純子氏の任期が平成27年5月13日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年の予定であります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第37号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第39号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第8、議案第39号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第39号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第39号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の松村紘二郎氏の任期が平成27年4月29日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第39号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第1号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

〔12番 平岡 誠君 登壇〕

○12番（平岡 誠君） おはようございます。

ただいま御上程されました発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、久保井昭則議員、保実治議員、穴戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と、私、平岡誠でございます。

本案は、市民の視点に立ったサービスの充実、重点施策の推進体制の強化などを目的に、平成27年4月1日から行政機構が変更されることなどに伴い、関係条例である三次市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、各常任委員会の所管を変更しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定をしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年3月三次市議会定例会を閉会をいたします。

20日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時16分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月18日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 平岡誠

会議録署名議員 國岡富郎